

施策1 確かな学力の育成

「確かな学力」を育成するためには、「基礎的な知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」をバランスよく育み、「主体的に学習に取り組む意欲」を養うことが必要となります。本施策では、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりの「学び」を大切にした学力向上策を推進します。

- ★新学習指導要領の全面实施に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実践を進めていく中で、児童生徒が主体的に学習活動に取り組み、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を確実に身につけられるよう、授業改善を行います。
- ★実生活において必要となる資質・能力を育成するためには、教科横断的な学習の充実が必要であることから、学校全体で学習効果がより大きく発揮される「カリキュラム・マネジメント」の確立をめざします。
- ★一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図るため、習熟の程度に応じた少人数指導*など、個に応じた取組を推進します。
- ★急速なグローバル化の進展の中で英語力の一層の充実が求められており、新学習指導要領においては外国語教育の充実が示されています。新学習指導要領の全面实施に対応し、外国人とのコミュニケーションを積極的にとることのできる児童生徒の育成に向けて、英語教育の充実を図ります。
- ★世界的なハイテク企業や研究開発機関が数多く立地する、国際的な先端産業・研究開発拠点を擁する本市の強みを活かし、子どもたちの科学への興味・関心を一層高め、魅力ある理科教育を展開します。
- 小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で不登校などの諸課題につながっている事態等（いわゆる「中1ギャップ」）が依然として生じていることから、小中9年間の学びの系統性を確保し、小学校から中学校への接続を円滑化するための小中連携教育の推進を図ります。

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
★ 学力調査・授業改善研究事業	学力の状況を的確に把握するために、調査・研究を行い、その結果を活用して、子どもたちが「分かる」を実感できる授業づくりを推進します。	●市学習状況調査（小5、中2）・市学習診断テスト（中1、中3）の実施及び結果の活用推進			
		○ 調査・テストの実施及び個票配布 ・調査等の実施	・継続実施		→
		○ 「生活や学習に関するアンケート」調査の実施及び調査結果の活用 ・調査実施及び結果の活用（小5、中2）	・継続実施		→
		●全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における結果報告書の作成・数値目標の設定等による授業改善の推進			
★ きめ細やかな指導推進事業	習熟の程度に応じた、きめ細やかな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。	・授業改善実施	・さらなる授業改善の検討・実施		→
		●実践事例集の活用による指導力の向上			
		・事例集作成・配布	・学習指導要領の改訂内容に対応した実践事例集の作成・配布		→
		●研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細やかな指導・学びの推進			
		○ 小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の充実 ・3年間（H26～H28）の研究の総括	・研究の成果を活かした取組の実施		→
		○ 手引き等を活用した取組の実施 ・「きめ細やかな指導実践編」の作成・活用	・「実践編」の冊子を活用した取組の実施		→
		●少人数指導・少人数学級*等の推進			
		・学校の実情に応じた取組の実施	・学校の実情に応じた取組の充実		→

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
★ 英語教育推進事業 外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、研修の充実により教員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手（ALT）を活用する等、英語教育を推進します。	●文部科学省の中央研修等を活用した、英語教育推進リーダーの養成と活用				
	○ 英語教育推進リーダーの養成 ・H29 養成数（累計）：20 名	・養成数（累計）：25 名	・英語教育推進リーダー活用の推進	→	
	○ 英語教育推進リーダーによる外国語教育指導力向上研修の実施 ・各校 1 名以上の参加の必修研修の実施	・継続実施	→		
	●ALT の配置・活用による英語教育の推進				
	・H29 小・中学校：76 名 高等学校：5 名	・小・中学校：86 名 高等学校：5 名	・小・中学校：96 名 高等学校：5 名	・小・中学校：108 名 高等学校：5 名	→
	●小学校における英語の教科化等に対応した指導体制の整備				
	○ 小学校における中核英語教員（CET）を中心とした指導体制の整備 ・CET の選任	→			
	○ CET 等への必修研修の実施 ・各校 1 名以上の参加	→			
	○ 大学と連携した各種講座や外部試験受験の促進に向けた取組 ・中学校英語二種免許取得講習の受講促進 H29 受講者数：14 名	・中学校英語二種免許取得講習の受講促進 受講者数：34 名 ・小学校外国語教授基礎論講座の受講促進 受講者数：58 名	・中学校英語二種免許取得講習の受講促進 受講者数：40 名	→	
	○ 小学校英語強化教員（中学校英語科非常勤講師等）の派遣による英語授業力向上 ・学級担任の授業力向上に向けた授業モデルの提示や相談・助言などの支援	→			

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)
★ 理科教育推進事業 理科支援員の配置や中核理科教員（CST）*の養成などにより、若い教員の授業力向上や観察・実験の機会の充実を図り、子どもたちが興味・関心を持って主体的に学習に取り組める魅力ある理科教育を推進します。また、企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者による派遣授業などの実施を支援します。	●理科支援員配置による理科教育の推進				
	・全小学校に配置	・理科支援員の継続的な配置			→
	●横浜国立大学と連携した中核理科教員（CST）養成及び活用の推進				
	○ CST 養成プログラムの実施 ・ H29 CST 養成数（累計）：62 名	・ CST 養成数：全 67 名	・ CST 養成数：全 72 名	・ CST 養成数：全 77 名	・ CST 養成数：全 82 名
	○ CST による理科指導力向上のための教員研修の実施 ・ H29 CST による研修数：4 講座	・ CST による研修数：4 講座			→
小中連携教育推進事業 新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校などにつながる「中1ギャップ」が見られることから、小中9年間の系統的な教育の実施と、小学校から中学校への接続の円滑化を図ります。	●市内小・中学校での CST 実習生の受入				
	・ H29 受入校数：5 校	・ 受入校数：2 校			→
	●先端科学技術者の派遣授業の実施				
	・ H29 実績：16 回	・ 実施回数：16 回			→
	●小中 9 年間を円滑に接続する小中連携教育の推進				
	・ 全中学校区における実施	・ 継続実施			→
	●指定中学校区でのカリキュラム開発研究の推進				
	・ 2 中学校区の指定及び研究実施	・ 2 年間の研究の総括	・ 2 中学校区の指定及び研究実施	・ 2 年間の研究の総括	・ 2 中学校区の指定及び研究実施
	●実践報告集の編集・発行や小中連携教育担当者会議の開催による有効な実践の共有				
	・ 報告集の発行・活用及び会議の開催	・ 有効な実践の共有のための取組の実施			→

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
学校教育活動支援事業 教育活動サポーター*を配置することにより、学校のきめ細やかな指導を支援します。また、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。		●教育活動サポーターの配置			
	・事業実施	・継続実施			→
		●小・中・特別支援学校における自然教室の実施（ハヶ岳少年自然の家等）			
	・事業実施	・継続実施			→

施策2 豊かな心の育成

「豊かな心」を育成するためには、自らを律しつつ、他者と協調し、他人を思いやる心や感動する心、社会性、公共の精神などを育てていく必要があります。子どもたちの健やかな成長のため、読書活動、体験活動などを通して、道徳教育や人権尊重教育等の充実を図り、命の大切さを実感させる「いのち・心の教育」をすべての教育活動の基盤としながら、豊かな人間性を育む取組を推進していきます。

- ・「特別の教科 道徳」が、小学校は平成 30（2018）年度から、中学校は平成 31（2019）年度から実施され、道徳的な目標を達成するために、一人ひとりの子どもが題材を自分自身の問題と捉え、向き合い、考え、議論する道徳教育を推進します。
- ・子どもの権利学習、多文化共生教育等をはじめとする人権学習に取り組むことにより、他者との違いを認め、互いに尊重し合う意識や態度の育成を図ります。また、障害者、外国人、性的マイノリティなど、多様な背景を持つ人々に対して、正しい理解の促進を図るとともに、自分のよさを認め、一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を築くため、総合的に人権尊重教育の推進を図ります。
- ・子どもが本に親しむことで、言葉や知識を学び、表現力や想像力を高め、人生をより豊かでより深く生きていくことができるよう、学校司書等の配置を進めるとともに、図書担当教諭や図書ボランティアの資質向上を図るための研修の実施など、子どもの読書環境の充実を図ります。
- ・音楽の素晴らしさや楽しさを味わい、豊かな感性等を育むため、子どもが文化や芸術に接する機会となるよう「子どものためのオーケストラ鑑賞」や「子どもの音楽の祭典」等の取組を推進します。



子どもの音楽の祭典
「ヤングかわさきジョイフルバンド」



学校司書による読み聞かせ



【川崎市の人権尊重教育】

一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きられる社会を創造するためには、国籍、文化、性別、障害、世代、考え方などの多様性を尊重し、あらゆる機会や場を通して、さまざまな人権問題に関する理解を深める必要があります。

本市では、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例*」を制定し、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、さまざまな教育活動を推進しています。他者との違いを認め、互いを尊重し合う意識や態度を育成するためには、具体的な人権問題に直面した際に、それを解決しようとする実践的な行動力を育むことが大切です。

今後も教育プランの「自主・自立」、「共生・協働」という基本目標の実現をめざして、児童生徒の豊かな心の育成の推進を図ります。

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
道徳教育推進事業	●学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた道徳教育の推進				
「特別の教科 道徳」が実施されることを踏まえ、児童生徒が、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を養うことができるよう、道徳教育を推進します。	・小・中学校主任会の実施等による指導体制の充実	・担当者研修等の充実	→		

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
読書のまち・かわさき推進事業 子どもから大人までが読書に親しめるよう、さまざまな読書活動を推進するため、学校司書の配置による読書環境の整備など、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づく取組を推進します。	●「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づく事業推進				
	・第3次計画の策定（H29）	・計画に基づく取組の実施			・次期計画の策定
	●総括学校司書*及び学校司書の配置による学校図書館の充実				
	・総括学校司書：21名（H29） ・学校司書：21校（H29） ・総括学校司書による司書教諭等への支援	・総括学校司書：21名 ・学校司書：28校 ・継続実施	・総括学校司書：21名 ・学校司書：35校	・総括学校司書：21名 ・学校司書：42校	・総括学校司書：21名 ・学校司書：56校
	●図書ボランティアによる読書活動の推進				
	・読み聞かせ等の実施	・継続実施			
	●図書担当教諭や図書ボランティアの資質向上のための研修の実施				
	・H29 研修実施回数：24回	・研修実施回数：24回			
	●「かわさき読書の日」を中心とした啓発広報の推進				
	・かわさき読書週間における展示会等の実施	・継続実施			
	●川崎フロンターレ等との連携による読書活動の推進				
	・小冊子の配布やイベントの実施	・連携した取組の実施			
	●家庭における子どもの読書活動の推進				
	・読書活動資料の作成・配布	・「えほんだいすき」の作成・配布			
	●関係機関と連携した情報交換				
	・学校の研究会や部会等と連携協力した情報交換の実施 ・子ども読書活動連絡会議等の開催	・継続実施 ・子ども読書活動連絡会議等を通じた情報交換			

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
子どもの音楽活動推進事業 音楽のすばらしさを味わい、体験することを通して、子どもたちの豊かな感性を育み、生涯を通じて音楽を愛好する心情を育てられるよう、本格的なオーケストラ鑑賞や、市内の貴重な音楽資源を活用した音楽の体験活動を推進します。	●ミュージア川崎シンフォニーホール等を活用した「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施				
	・H29 体験者数：9,239人（94校）	・体験者数：9,000人以上			→
	●ミュージア川崎シンフォニーホールを舞台とする「子どもの音楽の祭典」の実施				
	・事業実施	・継続実施			→
人権尊重教育推進事業 子どもたちの人権感覚や、人権意識の向上を図ります。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」の周知と正しい理解の促進を図ります。	●人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施				
	・H29 開催：2回	・開催：2回			→
	●人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施				
	・H28 研修参加者数：2,437人	・研修参加者数：2,450人			→
	●人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用				
	・作成・配布	・補助教材の作成・配布			→
	●子どもの権利学習派遣事業の実施				
多文化共生教育推進事業 子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。	●民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を「民族文化講師」として派遣				
	・H29 派遣校数：51校（151人）	・派遣校数：53校（157人）			→
	●外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換				
	・情報交換の実施	・外国人教育推進連絡会議の開催			→
	●各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換				
	・実践事例報告会の開催	・実践事例報告会の開催による情報交換の実施			→

施策3 健やかな心身の育成

「健やかな心身」を育成するには、たくましく生きるための健康な体や体力を育んでいく必要があります。生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むために、心身の調和的な発達を図ることは大変重要です。本施策では、子どもの体力向上のための方策の推進やさらなる食育の充実など、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培う取組を推進していきます。

- 誰もが運動する心地よさを味わい、生涯にわたって運動に親しむことができるよう、学校・家庭・地域・行政が連携を図りながら、子どもの体力向上を図ります。
 - 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、子どもが持つ運動・スポーツに対する関心や意欲の向上を図るとともに、体育や健康に関する指導を充実させ、運動する習慣を身につけることで、健康を増進し、豊かな生活を送るための基礎を培います。
 - 自らの健康に関心を持ち、よい生活習慣を維持・向上させる自己管理能力を育成する等、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むため、健康教育の一層の充実を図り、心身の調和的な発達を推進します。
- ★小中一貫した食育を推進するため、「健康給食」の中学校全校での実施に続き、小学校においても「健康給食」の取組を推進していきます。また、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進により、さまざまな経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育みます。



市立小学校地区別運動会に向けた
縄跳びの練習の様子



中学校での給食の献立例
麦ごはん、タンドリーチキン、野菜ソテー
「かわさきそだち」の野菜のポトフ、牛乳

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
子どもの体力向上推進事業 児童生徒の健全な心身の育成をめざし、地域スポーツ人材を活用しながら学校体育活動の充実を図ります。	●中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会の実施				
	・各種大会の実施	・継続実施			→
	●休み時間等を活用した外遊びや長縄跳びなどに取り組む「キラキラタイム」の推進				
	・H29 実施校数：全小学校（113校）	・全小学校での「キラキラタイム」の継続実施			→
	●学校体育への武道等指導者派遣の実施				
	・H29 派遣校数：63校	・継続実施			→
健康教育推進事業 健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。	●部活動実施への支援				
	○ 顧問教諭と連携・協力して技術的指導を行う部活動指導者の派遣				
	・H29 派遣校数：43校	・継続実施			→
	○ 全国大会等出場者への旅費等の補助				
	・旅費等の補助	・継続実施			→
	●中学校におけるオリンピック・パラリンピアンとの交流事業（講演会やパラスポーツの体験など）の実施				
	・H29 実施校数：10校	・実施校数：10校			→
	●喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康教育の推進				
	・保健の授業等で実施	・継続実施			→
	●児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進				
	・食物アレルギー研修の実施	・養護教諭や栄養士等を対象とした研修の継続実施			→
	●学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施				
	・適正に実施	・継続実施			→
	●スクールヘルスリーダー*派遣による若手の養護教諭等への支援				
	・H29 派遣数：4名	・派遣数：6名			→

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
★ 健康給食推進事業 児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	●川崎らしい特色ある「健康給食」の推進				
	○ 食材や味付けにこだわった、健康的で、美味しい給食の提供 ・給食提供	・継続実施			→
	○ JA セレサ川崎との連携による「かわさきそだち」の野菜の使用 ・「かわさきそだち」を使用した給食提供	・継続実施			→
	○ (株)タニタとの包括協定に基づく健康プログラムの推進 ・健康プログラムの検討	・健康プログラムの実施			→
	●小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進				
	・在り方の検討	・学校給食を活用したさらなる食育の充実 ・学校における食に関する指導プラン（小・中）の改訂に向けた取組の実施	・学校における食に関する指導プラン（小・中）の改訂・配布		→
	●中学校完全給食の円滑な実施				
	・センター方式48校、自校方式2校、小中合築校方式2校（全校実施）	・中学校全52校における円滑な給食運営 ・学校給食センターPFI事業モニタリングの実施			→
					→
	●小学校及び特別支援学校の給食充実にに向けた取組の推進				
	○ 老朽機器の計画的更新 ・更新の実施	・継続実施			→
	○ 献立の充実にに向けた取組 ・給食費改定に向けた検討	・献立の充実にに向けた給食費の改定			
	○ 給食調理業務の委託化の実施 ・退職動向に合わせた委託化の実施	・継続実施			→
	●安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援				
	・補助金支給	・継続実施			→
	●給食費管理等についての調査・研究				
	・国や他都市の動向の調査	・調査・研究の実施	・調査・研究の結果を踏まえた取組の検討	・調査・研究の結果を踏まえた取組の実施	→

施策4 教育の情報化の推進

将来の予測が難しい社会において、氾濫する情報の中から、何が重要かを主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、「情報活用能力（情報モラルを含む。）」の育成が重要です。また、子どもたちが、学習や日常生活の中で情報技術を手段として活用する力を身につける一方、教員はICTの特性を活用した、より「分かる授業」を実現していくことが重要です。「川崎市立学校における教育の情報化推進計画*」に基づき、児童生徒の情報に関する資質・能力を高めるとともに、学校の取組を効果的に支援するために必要な環境を整備し、教育の情報化を推進します。

- ・情報モラルを含む情報活用能力を、児童生徒の発達の段階に応じて体系的に育ていくとともに、プログラミング教育*などの新たな取組も含め、情報活用能力育成のための学習活動の推進を図ります。
- ・ICTの効果的な活用を通じて、各教科等における主体的・対話的で深い学びの推進や、一人ひとりの学習ニーズや個性等に応じた分かりやすい授業・学習の実現をめざします。
- ・教員の指導力向上に向けて、ICTの活用能力を育成するための研修の充実などに取組み、サポート体制を整備します。
- ・教員の業務の効率化につながるよう、新校務支援システム*の開発と効果的な運用を進め、教育の質的改善を図ります。
- ・日常的に、また効果的にコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用できるよう、必要な環境整備を進めます。



タブレット端末を活用した話し合い活動



大型モニタを利用した分かりやすい授業

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
教育の情報化推進事業 「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT 機器整備や研修の充実を図り、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化に向けた取組を推進します。	●「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく事業推進				
	・計画策定（H28）	・計画に基づく取組の実施			→ ・次期計画の策定
	●児童生徒の情報活用能力の育成の推進				
	○ 情報化推進モデル校を活用した取組の実施 ・モデル校の指定	・モデル校による研究	・研究成果を活かした取組の実施		→
	●タブレット型 PC 等を活用した教員の ICT 機器の活用能力の向上及び授業における活用推進				
	・ICT 機器の更新・整備	・機器の更新・整備及び活用			→
	●業務の効率化に資する校務支援システムの活用推進				
	○ 新システム移行に向けた取組 ・移行に向けた検討	・設計	・開発・仮稼動	・本稼動	→
	●情報システムのネットワーク環境の在り方の検討及び効率化の取組の推進				
		・ネットワーク環境の在り方の検討	・検討結果に基づく取組の推進		→

施策5 魅力ある高等学校教育の推進

グローバル化、情報化の進展などの社会状況の変化に伴い、生徒の能力や適性、興味・関心、進路希望等が一層多様化しています。本施策では、市立高等学校で学ぶ生徒一人ひとりが、多様な人々と協力し、主体性を持ってさまざまな課題の解決を図っていくために必要となる力を身につけることができるよう、各校の特色を活かした多様な学習ニーズに対応する教育活動の充実を図り、魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進していきます。

- ・各校が魅力ある教育課程の編成等を通じ、特色ある教育を進めることで、多様な学習ニーズに対応するとともに、確かな学力を育み、生徒一人ひとりの進路希望の実現をめざします。
- ・「市立高等学校改革推進計画 第1次計画」の取組成果や、近年の高等学校を取り巻く社会状況の変化に対応するため、「市立高等学校改革推進計画 第2次計画」を策定します。
- ・定時制課程に在籍する生徒の将来の自立に向け、各学校における学習や就職等の相談・支援の充実を図ります。
- ・川崎高校及び附属中学校においては、中高一貫教育*の特色を活かし、6年間を見通した総合的な学習の時間における特色ある取組や、ICTを活用した新たな学習を推進するなど、6年間の体系的・継続的な教育活動を展開します。
- ・高等学校において通級による指導が制度化されたことから、教育的ニーズのある生徒への対応について検討を行います。



【高等学校教育をめぐる社会状況の変化について】

グローバル化の進展等、変化の激しい時代において、新たな価値を創造していく力を育成するために、文部科学省では高大接続改革の取組を進めています。

具体的には、高等学校教育においては、学習指導要領を改訂（平成34（2022）年度から年次進行により実施）し教育課程を見直すとともに、生徒の資質・能力を育成するための学習・指導方法の改善と教員の資質能力の向上、多面的な評価の推進に向けた取組などが進められています。また、平成32（2020）年度から「大学入学共通テスト」が導入されるなど、大学入学選抜の在り方も今後大きく変わります。

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
魅力ある高校教育の推進事業 「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた、魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高校及び附属中学校における中高一貫教育や定時制課程の生徒の自立支援の推進を図ります。	●「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進				
	- 第1次計画の検証・評価 - 幸高校全日制普通科の開設(H29) - 定時制課程の再編完了(H29)	第1次計画の検証・評価及び第2次計画策定に向けた検討	第2次計画の策定	計画に基づく取組の実施	→
	●高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施				
	H29 講座実施数：10回	講座実施数：10回程度	→	→	→
	●定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の実施				
	2校(川崎、高津)で実施	相談・支援の実施	→	→	→
	●川崎高校及び附属中学校における中高一貫した体系的・継続的な教育の推進				
	中高一貫教育の推進	継続実施	→	→	→



川崎高等学校定時制自立支援事業
「ぼちっとカフェ」の様子



中高一貫教育校での
ICTを活用した学習の様子

基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

平成 26（2014）年 2 月の「障害者の権利に関する条約」の発効に続き、平成 28（2016）年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害に対する社会の認識が大きく変わりつつある中で、本市が推進するかわさきパラムーブメントでは、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」をめざしています。

本市においては、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室*に通う児童生徒、また、通常の学級における発達障害*のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境、外国にルーツを持つ子どもなど、さまざまな教育的ニーズのある子どもが増加している状況があります。

共生社会の実現に向け、障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ仕組みとして「インクルーシブ教育システム」の構築に取り組むとともに、障害の有無に関わらず、すべての子どもがいきいきと個性を発揮できるよう、校内支援体制を構築し、保健・医療・福祉等の専門機関と連携しながら、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していきます。

現状と課題

市立特別支援学校の在籍児童生徒数や市内在住で県立特別支援学校に在籍する児童生徒数は平成 19（2007）年度以降増加傾向にあり【図表 6】、各校で障害に応じた専門的な教育を行いながら、施設の狭あい化や障害の重複化、多様化への対応、卒業後の進路、医療的ケア*の支援等の課題に対し、県教育委員会と連携して、市立特別支援学校の再編整備や分教室の設置、医療的ケア拠点校の整備などに取り組んできました。

また、川崎高等学校附属中学校を除くすべての市立小・中学校に設置している特別支援学級の在籍児童生徒数も増加が続いており【図表 7】、その障害も重度・重複化、多様化していることから、さまざまな障害に応じた専門的な教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の在り方や適切な教員配置、教育環境の整備が課題となっています。

通常の学級においては、発達障害のほか、いじめや不登校、外国籍等特別な教育的ニーズのある児童生徒が増加しているとともに、通級による指導を受けている児童生徒においても増加傾向が続いており、今後も増加が予想されます【図表 8】。

いじめに関しては、パソコンやスマートフォンの普及など子どもを取り巻く環境の変化により、その態様もさまざまになっており、見えにくくなっています。

いじめの認知件数は、近年、中学校においてはほぼ横ばいを推移し、小学校においては増加傾向を示しています【図表 9】。本市では、「かわさき共生＊共育プログラム」を通じて、子どもたちの社会性や豊かな人間関係づくり、人間関係によるトラブルの未然防止等を図るとともに、「川崎市いじめ防止基本方針＊」に基づき各学校が方針を定め、小学校における児童支援コーディネーターなど教職員がきめ細かく子どもたちの活動の場に目を向け、いじめの早期発見・早期対応を図っています。また、スクールカウンセラー＊や学校巡回カウンセラー＊による相談活動や、スクールソーシャルワーカー＊を通じた専門機関との連携などを通じて、今後も、より一層学校全体で支援する校内体制を確立することが重要となっています。

また、「川崎市子ども・若者生活調査」の分析結果には、経済的に厳しい状況にある世帯では、経済的な理由による進学断念・中退が起きる可能性が高く、本人の希望等によらず進学・在学を諦めざるを得ない状況についての懸念が表されています。学習意欲のあるすべての子どもが、経済的な理由のために学習機会を奪われることの無いよう、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえた適切な支援が求められています。

子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、課題が多様化・複雑化する中で、学校では、子どもが抱える課題に対して、組織的な支援を進められるよう校内支援体制の構築を図るとともに、学校だけではなく、保健・医療・福祉等の専門機関と連携しながら一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を総合的に推進していくことが必要です。

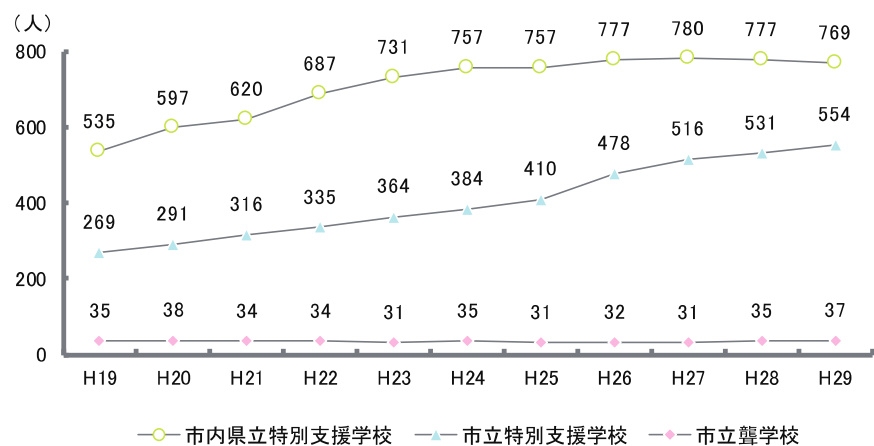


児童支援コーディネーターによる
朝のあいさつ活動



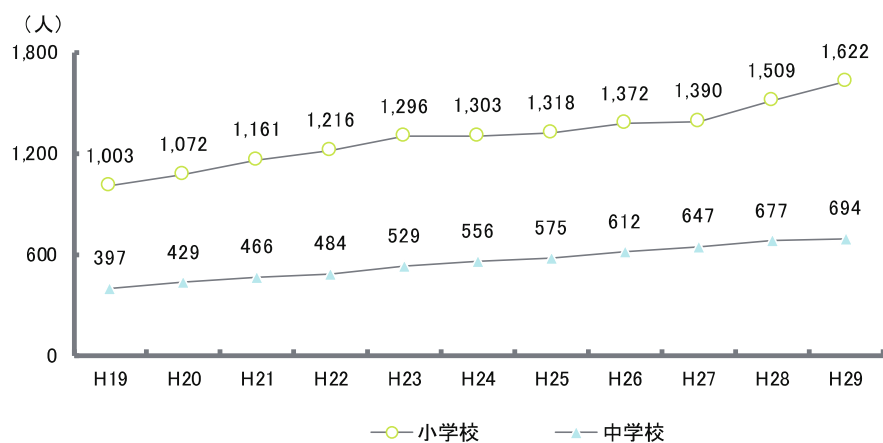
豊かな人間関係を育む
「かわさき共生＊共育プログラム」での
エクササイズの様子

図表 6 市内特別支援学校の児童生徒数の推移



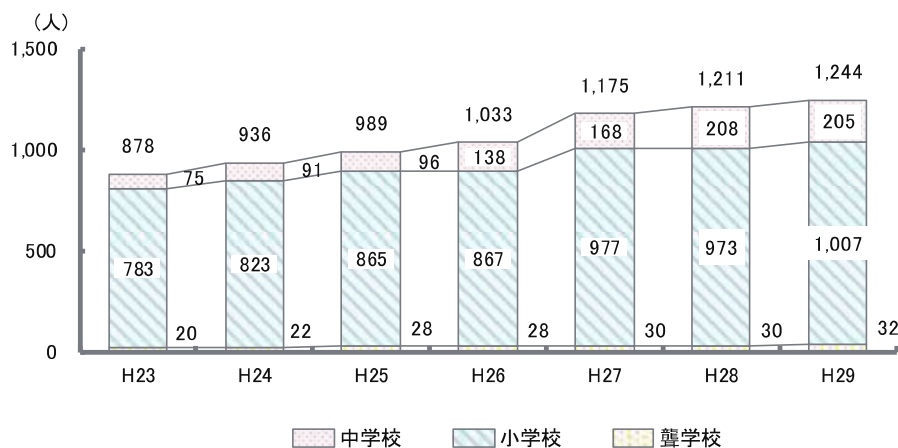
資料：川崎市教育委員会事務局調べ

図表 7 特別支援学級在籍者数の推移



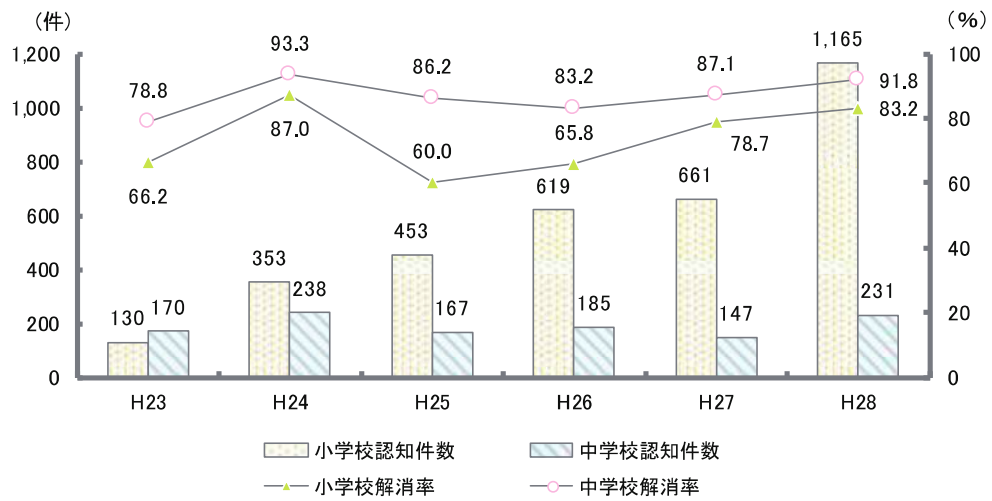
資料：学校基本調査

図表 8 通級指導教室利用者数の推移



資料：学校基本調査

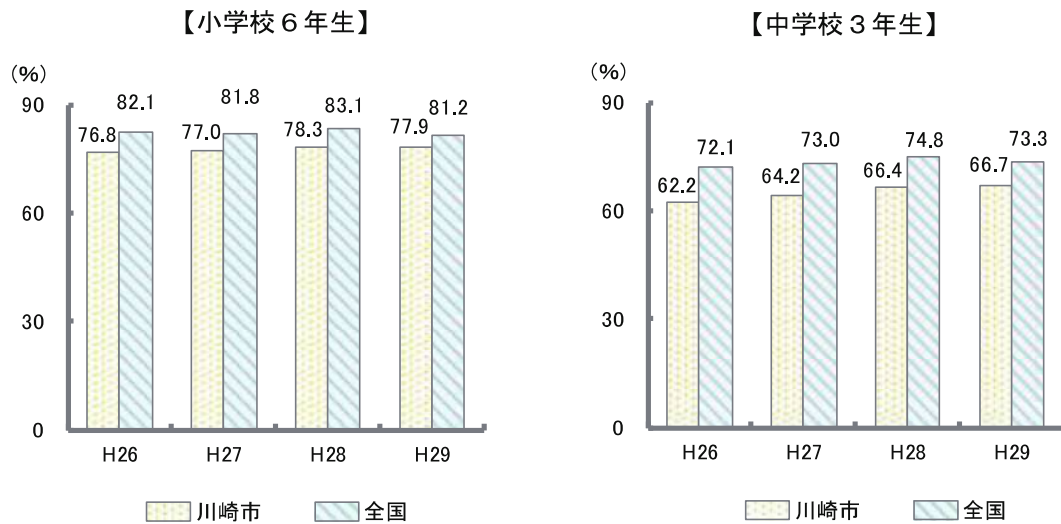
図表 9 いじめ認知件数及び解消率



資料：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果

※H27 以前とH28 では「解消」の定義は異なっています。

図表 10 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合



資料：全国学力・学習状況調査

政策目標

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもが大切にされ、いきいきと個性を発揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。

参考指標

（基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。）

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (H33(2021))
支援の必要な児童の課題改善率	各小学校において把握している、支援の必要なすべての児童数に対して、その後の支援によって課題が改善及び改善傾向にある（12月時点）児童の割合 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	94.6% (H29(2017))	95.0% 以上
支援の必要な児童に対する支援の未実施率	各小学校において把握しているすべての支援の必要な児童数に対して、その後の支援が実施できなかった（12月時点）児童の割合 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	0.6% (H29(2017))	0%
個別の指導計画*の作成率 (小・中・高等学校)	すべての市立小・中・高等学校数に占める、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した学校の割合 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	70% (H28(2016))	100%
いじめの解消率	いじめが解消した割合（解消した件数／認知件数×100） 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	小学校 83.2% 中学校 91.8% (H28(2016))	小学校 85.0% 中学校 92.0% 以上
いじめに関する意識	「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小6 77.9% 中3 66.7% (H29(2017))	小6 82.0% 中3 74.0% 以上
不登校児童生徒の出現率	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒数の割合（不登校児童生徒数／全児童生徒数×100） 【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】	小学校 0.52% 中学校 3.82% (H28(2016))	小学校 0.30% 中学校 3.34% 以下

施策 1 共生社会の形成に向けた支援教育の推進

本市では、共生社会の形成をめざし、特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進します。すべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることをめざします。

- ★「第2期川崎市特別支援教育推進計画*」に基づき、発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させ、さらに障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。
- ★通級指導教室と特別支援学校のセンター的機能の拡充により、小・中学校の通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒への支援と、特別支援学級に在籍する児童生徒への支援が充実するように、学校の支援体制を強化します。
- ★医療的ケアを必要とする児童生徒の状況に応じた支援を行います。
- ★障害のある子どもの自立や社会参加の促進のほか、障害のない子どもにとっても、さまざまな人と助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となるよう、全小・中学校で交流及び共同学習を推進します。
- ・いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決を図るため、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めるとともに、「かわさき共生＊共育プログラム」の実施、教育相談体制の充実などを図ります。
- ・各学校において児童支援コーディネーターや特別支援教育コーディネーター*等を中心に、包括的な児童生徒の支援体制を整備するとともに、さまざまな教育的ニーズに対応するため、スクールカウンセラーによる相談活動や、スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関等との連携強化を図ります。
- ・ゆうゆう広場*での体験活動、ICT を活用した学習支援、フリースクール等との連携など、さまざまな取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級への学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。
- ・日本語指導や学習支援等の充実を図るなど、海外帰国・外国人児童生徒のニーズに応じた支援を推進します。
- ・就学援助システム*を構築して事務の円滑化・効率化を行うとともに、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して就学援助*を実施します。また、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対し、奨学金の支給・貸付を実施します。

コラム

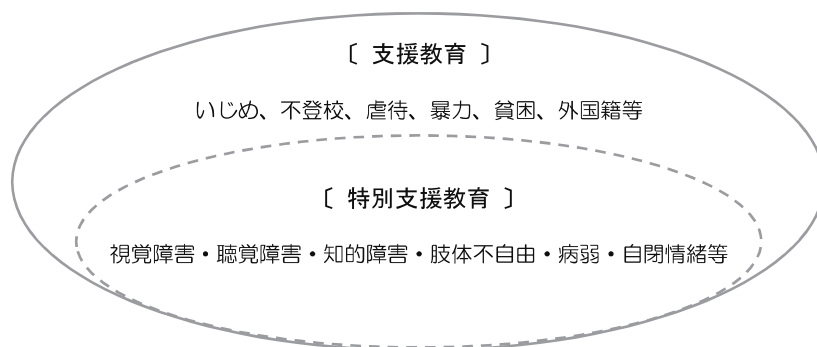
【共生社会の形成をめざした支援教育の推進とインクルーシブ教育システム】

○ 支援教育と特別支援教育の対象

「特別支援教育」は、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切な指導及び支援を行う教育です。

「支援教育」は、障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもまで枠組みを広げ、いじめ、不登校、貧困、外国籍等の多様な教育的ニーズのある子どもに対して適切な支援を行うものであり、また教育的ニーズのある子どもと共に学ぶ子どもの共生の精神の育成にもつながるものです。

「インクルーシブ教育システム」は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合い、育ち合う仕組みです。



コラム

【「川崎市子ども・若者生活調査」について】

国全体で「子どもの貧困率」が上昇していること等を踏まえ、本市における「子どもの貧困対策」を総合的に推進することを目的に、「川崎市子ども・若者生活調査」を実施しました。調査結果からは、所得水準による学習の理解度や進学に関する意識に差異が生じている状況のほか、基本的生活習慣の形成の格差との関連性等が指摘されています。また、「子どもの貧困」の問題を捉えるに当たり必要と考えられる視点は、「経済的な困窮状況だけでなく、家庭背景や生活状況などのさまざまな要因にも目を向けることが重要である」などの考察も示されています。

現在、教育委員会では、就学援助や高校奨学金等による経済的負担の軽減や、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導など少人数指導の充実による学力保障、スクールソーシャルワーカーの適切な配置・活用による福祉部門や医療機関等との連携強化、相談対応の充実などの教育施策を実施しています。

今後、この調査結果等を踏まえ、保健・医療・福祉等、各分野が連携した重層的な支援の一環として、学校をはじめとする教育の分野がしっかりと役割を果たしていくことができるよう、関係局区と協議・検討を進めていきます。

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)
★ 特別支援教育推進事業 「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。	●特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援				
	・特別支援学校と情緒関連通級への担当教員の配置 (H29)	・言語通級への担当教員の追加配置	・小・中学校への支援の実施		→
	●小・中学校通級指導教室の運営				
	・小学校言語・情緒関連：各区に設置 ・中学校情緒関連：市内3か所に設置	・国等の動向を見据えながらの運営改善の検討			→
	●個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進				
	・計画作成とサポートノートを活用した引継ぎ	・継続実施			→
	●特別支援教育研修の実施による専門性の向上				
	○ 見直しを図りながら、学びの場に応じた研修を継続的に実施				
	・必修研修及び希望研修の実施	・継続実施			→
	●医療的ケアを必要とする児童生徒への支援				
	・H29 看護師派遣：週2回	・児童生徒の状況に応じた支援の実施			→
	●長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施				
	・こども心理ケアセンターへの井田小・中学校分教室の設置 (H28)	・長期入院・入所児童生徒への指導者配置			→
	●一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における体制の整備				
	○ 特別支援教育コーディネーターによる支援				
	・支援体制の在り方の検討	・継続実施			→
	○ 小・中・高等学校への特別支援教育サポーター*の配置				
	・H28 配置回数：20,887回	・継続実施			→
	●児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進				
	・児童生徒の実態に応じて各校で実施	・継続実施			→
	●一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の推進				
	○ 教育支援会議の適切な運用等を通じた相談・支援体制の整備				
	・会議の設置 (H29)	・相談・支援の実施			→

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
共生・共育推進事業 豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定＊」の活用により、児童生徒指導の充実を図ります。	●各学校における年間 6 時間（標準）の授業の実施による「かわさき共生＊共育プログラム」の推進				
	○ 担当者研修の実施 ・年 2 回実施	・継続実施			→
	○ 研究協力校での効果測定・検証 ・効果測定・検証	・継続実施			→
	○ エクササイズ集を活用した取組の実施 ・エクササイズ集の改訂・配布	・新エクササイズに対応した職員研修の充実			→
児童生徒支援・相談事業 不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。	●児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援の推進				
	・コーディネーターの専任化完了（H29）	・スキルアップに向けた研修の実施			→
	●スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実				
	○ スクールカウンセラーの配置 ・全中学校への配置	・継続実施			→
	○ 学校巡回カウンセラーの派遣 ・全小学校、特別支援学校及び高等学校への派遣	・継続実施			→
	●スクールソーシャルワーカーの各区への配置による、子どもが置かれている状況に応じた支援				
	・川崎区 2 名、その他の区は 1 名の配置	・スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化			→
	●多様な相談機能の提供				
	・24 時間電話相談 ・教育相談室運営 ・不登校児童生徒への ICT を活用した学習機会の提供	・多様な相談機能による相談支援の実施			→

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
教育機会確保推進事業 不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会確保を推進します。	●不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援のための居場所としての適応指導教室運営				
	・市内6か所の運営	・継続実施			→
	●子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンド*の活用				
	・募集及び配置(20名程度)	・継続実施			→
	●既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営				
	・西中原中学校夜間学級の運営	・継続実施			→
		・希望者に対する入学及び編入相談の充実			→
海外帰国・外国人児童生徒相談事業 学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導等協力者(学習支援員)を派遣するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。	●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施				
	・教育相談実施	・継続実施			→
	●日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実				
	○ 日本語指導等協力者及び中学校への学習支援員の派遣				
	・H28 支援実施児童生徒数：295人	・派遣の継続実施			→
	●帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会及び国際教室担当者連絡協議会の実施				
	・研修会及び協議会の実施	・継続実施			→
	●日本語指導のための特別の教育課程の実施				
	・国際教室(日本語教室)における実施	・継続実施			→
		・全小・中・特別支援学校での実施に向けた検討	・全小・中・特別支援学校での実施		→

事務事業名	現状	事業内容・目標			
		H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)
就学等支援事業 就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。	●全保護者への申請書の配布及び意思確認など、確実な就学援助費の支給				
	○ 新入学児童生徒学用品費の入学前支給				→
	・実施検討及び新中学 1 年生 (H30(2018) 年度入学) への実施		・中学生への継続及び新小学 1 年生 (H31(2019) 年度入学) への実施		
	○ システム化による事務処理効率化				
	・実施検討		・システムの構築及び制度改正の実施	・効率化の実施	→
	●特別支援教育就学奨励費事務の円滑な実施				
	・円滑な支給		・継続実施		→
	●就学事務システムによる就学事務の円滑な実施				
	・就学事務の実施		・継続実施		→
	●高等学校奨学金の支給による支援				
	・円滑な支給		・継続実施		→
	●大学奨学金の貸付の実施				
	・貸付の実施及び制度の在り方の検討		・継続実施		→

基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する

子どもたちが安全安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう、子どもたち自身に事故や災害から身を守るための能力を身につけさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒の安全を確保します。また、学校施設の計画的な再生整備や予防保全による教育環境の改善と長寿命化、さらに、トイレの快適化や施設のバリアフリー化のほか、地域の避難所でもある学校施設の防災機能の強化を図るとともに、児童生徒の増加対策を行い良好な教育環境を確保します。

現状と課題

昨今、登下校時に犯罪に巻き込まれる事件や交通事故、東日本大震災に見られるような地震や津波、大型台風や集中豪雨による水害などの自然災害の発生等、子どもたちの安全を脅かす事案が後を絶たない現状があります。そのような中、子どもたちが自他の生命を尊重し、生涯にわたって安全に日々の生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような態度を育てることが求められています。そのためにも、学校教育活動全体を通じて、安全に関する教育の充実や組織的な取組の推進、さらに、地域社会や家庭との連携を図った学校安全の推進を図ることが必要です。

交通事故については、小学校低学年が事故に遭う件数が多くなっており、事故発生は自転車走行中や歩行中に多くなっています。このような状況下において、子どもの交通事故を防止するためには、交通ルールを学ぶ教育の徹底を図ることはもとより、子どもが安心して通学できるよう通学路の安全確保に向けた取組が必要です。

また、建築年次別学校状況が示すとおり、本市の学校施設は、全体の約7割が築年数20年以上を経過し、老朽化が進んでいます【図表11】。学校施設の整備については、今後も引き続き「学校施設長期保全計画」に基づく再生整備による老朽化対策、質的改善、環境対策を実施し、教育環境の改善を図りながら長寿命化を進めるとともに、計画的に予防保全を実施していくことが必要です。国の「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針*」では、老朽化対策のみならずバリアフリー化や防災機能を強化することなどが示されており、さらに平成28（2016）年度の改正により老朽化対策と併せてトイレ環境の改善などの質的向上が新たに明記されました。本市では、バリアフリー化のひとつとして、エレベータを平成29（2017）年度末で累計実施校130校に設置を行いました。その他、「川崎市地域防災計画」において市立学校は避難所や地域防災拠点として指定されていることもあり、その防災